

戦前期大阪における公園道路の計画思想 ：南大阪公園道路網と桃ヶ池公園道路を中心に

八尾 修司¹・山口 敬太²・川崎 雅史³

¹学生会員 京都大学大学院 修士課程（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1）

E-mail: yao.shuuji.28x@st.kyoto-u.ac.jp

²正会員 京都大学大学院助教 工学研究科（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1）

E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp

³正会員 京都大学大学院教授 工学研究科（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1）

E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp

本研究では、1928年に認可を得た総合大阪都市計画における公園道路の計画の詳細を示し、その計画者である大屋壺城の計画思想を整理した。そのうえで、大阪において実現した数少ない公園道路の一つである桃ヶ池公園および公園道路をとり上げ、その形成過程を示した。その結果、桃ヶ池公園道路が大阪市の南郊における公園道路網の一つとして位置付けられたこと、土地区画整理による整備の過程における市と組合の関係が明らかになり、なかでも都市計画決定を受けて設計変更がなされたこと、公園道路周辺の地主たちによる積極的な働きかけがあったことを明らかにした。

Key Words : Park System, Parkway, Osaka city, City Planning, Reijo Oya, Land Readjustment

1. はじめに

大阪市は、1897（明治30）年と1925（大正14）年の二度に及ぶ市域拡張により「大大阪」形成の時代を迎え、旧市の街路を中心に据えた計画から、新市域も含有した街路・運河・下水道・公園および墓地にわたる総合的計画が目指され、1928（昭和3）年5月に総合大阪都市計画が内閣の認可を得るに至った。

大阪市においては、この総合大阪都市計画により公園が初の都市計画決定を受け、面積三千坪以上の公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所が指定された。これに加え、公園と公園とを連絡するために附設された風致的な道路で、市民の散歩やドライブに供用できる実用と享楽との両使命を果たす¹⁾「公園道路」が全国で初の都市計画決定に至った。この公園道路を決定した背景には、公園を系統的に配置し、公園道路で連絡を図ることにより、都市全体としての公園機能を高めるという公園系統（Park System）と呼ばれる考え方があった。

公園史における公園系統の位置付けに関する研究について、申²⁾は、明治から大正にかけて、都市における公園整備が都市問題や都市衛生の側面から議論されるにつれ、アメリカの公園系統に関する情報紹介が行われるよ

うになった様子を示している。そして、その公園系統の紹介において、初めは複数の公園間を公園道路で連絡する「線的」な配置という概念から、次第に公園を系統的に配置することで公園相互間の機能を補う「点的」な配置という概念へと変化したことを指摘している。

街路計画史に関する研究について、天野³⁾は、帝都復興事業において、街路空間を「都市の骨格」として計画・設計する思想が重視されたことを述べ、またアメニティの担保、景観の配慮といった視点から、魅力ある空間として街路を設計・計画しようという認識があったことを指摘している。越澤⁴⁾は、日本初の本格的な公園道路といわれる明治神宮内外苑連絡道路の整備過程について論じており、欧米都市計画の実情を見聞した折下吉延が計画した幅員構成についても言及している。

大阪市の公園・緑地計画に関する既往研究について、山脇⁵⁾は、大阪市長関一の公園緑地に関する計画思想を整理し、近代大阪の公園緑地計画との整合性を把握・考察したうえで、関が近代大阪の公園緑地計画に及ぼした影響の考察を行っている。佐藤⁶⁾、石川⁷⁾、木方⁸⁾らは、大阪市において公園道路が初めて都市計画決定された経緯について言及している。また高橋⁹⁾は、明治から大正にかけての都市公園の成立を史的に論じており、公園に

関する諸計画が、互いに孤立した計画に見えるものの、一筋の都市計画的な考え方によって貫かれ、前の計画が後の計画に関連しながら大正末期への計画へと展開していることを示している。

以上のように、公園緑地の計画と歴史的な経緯に関する研究は蓄積されているが、大阪市において公園系統という考え方がどこまで達成されたのか、あるいは公園道路が具体的にどのように設計・計画されたかを示す研究は少ない。

本研究では、大阪市南郊を中心に公園道路の詳細な計画案を示すとともに、その計画者である大屋盡城の計画思想を整理する。また大阪市において、実際に戦前に実現した数少ない公園道路の一つである、桃ヶ池公園と田邊公園（現在の長池公園）の連絡道路を取り上げ、その整備過程を明らかにする。このうち長池の西岸に面する部分は、1980（昭和55）年に既成市街地ではわが国最初の歩車共存道路である「コミュニティ道路」が整備された箇所である。整備においては、「この道路に以前からあった高木とともに、良好な道路景観が形成される」ことが念頭におかれた¹⁰⁾。この高木は当時の公園道路の一要素を占めるものだと推察され、この整備過程を明らかにすることは意義があると考えられる。

研究資料には、大阪府公文書館所蔵『自昭和二年至昭和十年 土地区画整理（股ヶ池）』を中心に、大阪市議会会議録、新聞記事、都市計画関係資料、雑誌記事を用いた。

2. 総合大阪都市計画における公園道路の計画

(1) 総合大阪都市計画

a) 公園計画の原案

1897（明治30）年の第一次市域拡張以降、大阪市では整然な街路網を確立することが求められ、1919（大正8）年に大阪市区改正設計が認可を得た。これ自体は街路の計画にとどまったが、『大阪市区改正設計書』に参考資料として入っている『大阪市都市計画説明書（交通運輸之部）』では、大阪の北部、東部および南部における公園計画の記述がみられた¹¹⁾。市の北部においては、吹田付近の大地を利用した天然公園、稗島村付近の新淀川堤防に沿う河岸公園、そしてこれら二園をつなぎつつ崇禪寺馬場などの景勝地を貫く遊歩道の計画が考慮されていた。市の東部に至っては、大阪城を市の一大公園にすること、生駒山麓を利用した森林公園の整備が考えられていた。そして南部では、田邊村の西部、股ヶ池から池田池にわたる部分が公園に適する箇所とされており、そして公園道路で天王寺公園や住吉公園と連絡を図ろうとしたこと、さらに大和川付近の多種多様の景致を繋い

で一大連続公園の美観を形成しようという計画が考えられた。しかし、この段階で公園については事業決定には至っていない。

1928（昭和3）年2月1日、都市計画大阪地方委員会の第二十三回が開会された。街路、運河、下水道、公園及び墓地に関する総合的計画の原案が審議され、公園については、面積三千坪以上の大公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所、公園道路13線が挙げられた¹²⁾。理由書によると、市域拡張に伴う人口増加が予想され、市民の衛生保安及び教化に供する公園が現存するものだけでは賄えないとし、天然の風致、土地の現況、各種の施設の計画など諸種の事情を考察して公園系統の配置がなされた¹³⁾。

成案が三つの特別委員会で審査されることが決定¹⁴⁾した翌日から、大阪朝日新聞において「新市にできる新公園」と題して、計画公園に関する連載記事が五回にわたって掲載された（表-1）。その第五回¹⁵⁾で、大阪南部の公園道路網計画（図-1）および服部公園の公園道路についての具体的内容が報じられた。ここでは公園道路の断面形状に関する言及があり、桃ヶ池公園と田邊公園を連絡する公園道路は、池の風致を利用して住宅―歩道1間半―車道4間―遊歩道2間―植込1間半―池、と設計されることが報じられた（図-2）。一方、北郊の服部公園で幅員27間の公園道路は、3間の川を中央に置き、左右に植込2間、散歩道1間半、芝生1間、車道3間、植込3間、歩道1間半ずつを設け、十分な緑地をとることで道路を公園のように仕立てる設計が考えられた。

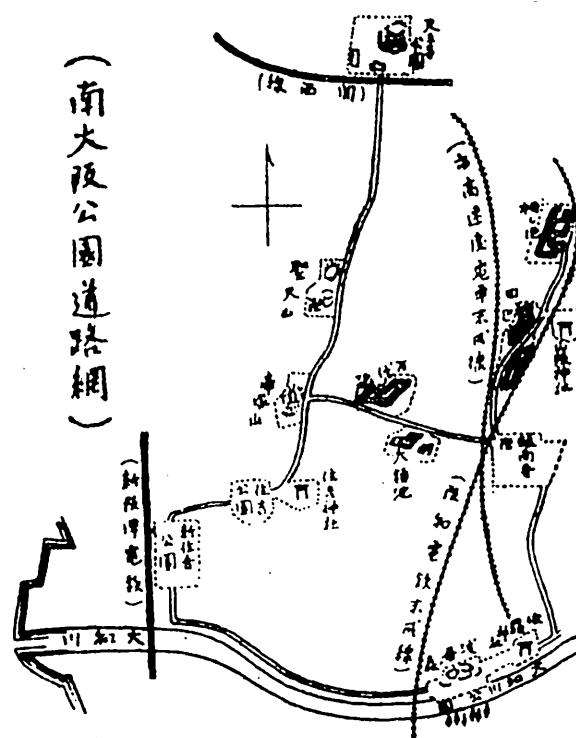


図-1 南大阪公園道路網（大阪朝日新聞(1928.2.7)より）

表-1 総合大阪都市計画(1928)における公園道路計画の原案とその詳細

公園道路 附設公園	総合大阪都市計画(原案, 1928年2月1日)	公園計画原案の詳細(大阪朝日新聞より, 1928年2月)
服部公園	小曾根村大字長島二百六十八番地地先より中豊島村大字服部五百六十三番地に至る 公館道路	この公園の表玄関として公園の南端中豊島村大字服部から堤防敷を利用して小曾 根村大字長島住吉神社附近に至る延長約十五町、幅員約二十間の西公園道と、公 園の東端豊島村大字長島から同じ堤防敷を利用して都市計画道路の大道塚口線 と直路する幅十八間から四十間、延長約十五間の東公園道がつづらける
服部公園	豊島村大字長島七百二十六番地に於て大阪都市計画街路一等大路第三類第四十二 号線より分岐し同二番地に至る公園道路	服部公園の前庭となる東西の西公園道は廣いところで幅四十間近くあり、幅二十 間のところでも中央に三間の川、左右へ各植込二間、散歩道一間半、芝生一間、車 道一間、植込三間、歩道一間半ずつといった割合で緑地を十分とるから道路がまるで 公園のやうである
外島公園	中島町二百五十九番地に於て大阪都市計画街路一等大路第三類第七十二号線より 分岐し市島町、中島町を経て同町五百四十五番地の一地先に至る公園道路	西淀川区外島町で面積二萬坪、外島保護池のやがてどこへ移動するものとして同 院跡を中央に、北は神崎川北流の左岸堤防を中島橋まで、南は南流の右岸に沿つて 西淀川の対岸まで広くU字状に広がる細長い公園である、目標は神崎川の長流 と堤防の松並樹があるから、まづ岸公園といふべきもの
豊里公園	毛馬町八百五十三番地の一より瀬川右岸に沿ひ赤川町千三百三十九番地に至る公園 道路	東淀川区豊里三番町、東成区中宮、生江、赤川の各町に跨る淀川の成瀬川敷で現在 は城北土地会社の所有地である、その敷地約四萬坪は滞水地で今のところでは市場 としての役にもたため、この公園は淀川の堤防を利用した幅員十六間、延長十九町の 公園道路によつて毛馬公園と連絡する
櫻宮公園	馬場町五番地地先より大阪城京橋口前に至り左折し京橋及備前島橋を経て綱島町二 十一番地に至る公園道路	櫻の宮公園の拡張(二萬二千三百坪)、大阪城公園(十七萬坪)両公園をつづく公園 道路なども計画されてゐる
桃ヶ池公園	北田邊町三百六十一番地の二に於て大阪都市計画街路一等大路第三類第六十四号 線より分岐し同町に於て右折し南田邊町に於て左折し同町千二百七十六番地の八に至 る公園道路	田邊公園をすぎ桃ヶ池公園に至る、その幅員が平均十間、長池、桃ヶ池などの池畔 を通らふこれらの地物を利用して道路割を住宅一歩道一間半―車道四間―遊歩 道二間―一間半の植込を置いて池、といふ風になる計画である、その延長が約二 十四町
田邊公園	西田邊町二十三番地より西長居町四百十番地の一に至る公園道路	
大和川公園	矢田村大字矢田部二百二十一番地に於て大阪都市計画街路一等大路第三類第六十 二号線より分岐し同村大字枯木に於て右折し大和川右岸に沿ひ浅香山八十一番地に 至る公園道路及杉本町三百二十五番地より遠里小寺町に於て左折し大和川右岸に沿 ひ南海鉄道高野線線路を横切り住之江町に於て同阪堺線線路を横切り七道町に於て 同本線線路を横切り南加賀屋町六十五番地の二地先に至る公園道路	大和川の公園道路は右岸の堤防と洪水敷を利用したものて幅員は十八間から三十 間まで道路に沿つて川を上ると浅香山の森と依羅神社と突き当る、対岸はこんもり繁った 浅香山の森林で川の水が豊富であらうと思はせる、公園道路は矢田村大字枯木か ら北上し臨海寺公園の東南隅につながら
大和川公園		
萬代池公園	西長居町四百十九番地に於て大阪都市計画街路一等大路第三類第六十八号線より 分岐し住吉町に於て南海鉄道土町線線路及同高野線線路を横切り同町三百七十八番 地の二に至る公園道路	帝塚山公園を東に出た公園道路は萬代池公園を貫き東北隅から臨海寺公園に入り、こ こで大和川から来た公園道路に合流
帝塚山公園	住吉町三百五十七番地の三より南海鉄道土町線線路上を過ぎ同町に於て右折し長峽 町に於て左折し同町に於て右折し同町三百三十九番地の一に至る公園道路	路が二手に分れ、南下するものは住吉神社の前を過ぎ住吉公園を通り坂下住吉新 公園で大和川の大公園道路と連絡する
帝塚山公園	濱口町四百九番地地先より長峽町を経同町に於て左折し住吉浦新架橋を経て住吉新 公園に至る公園道路	
聖天山公園	天王寺公園南側より国有鉄道関西本線線路を跨ぎ天王寺町に於て左折し同町に於て 右折し南海鉄道平野線線路を横切り同町に於て左折し同町に於て右折し住吉町七百 十四番地に於て大阪都市計画街路一等大路第三類第六十九号線に接触する公園道 路	幅員が平均十二間、中央に四間の車道をとり並木を距てて左右各一間半ずつの遊 歩道、植込、さらは一間半の歩道といふ設計になっている、この道路は聖天山公園を 通りぬき、阿倍野神社をかすめて帝塚山公園に達する
参考文献	都市計画大阪地方委員会編:都市計画大阪地方委員会議事速記録, 1928年2月1日	大阪朝日新聞, 1928年2月2日, 3日, 4日, 7日

桃ヶ池公園道路は幅員 9 間のうち 5 間が歩道や植栽の空間として計画され、服部公園道路にいたっては、幅員 27 間のうち 18 間が歩道や植栽の空間として計画されたことがわかる。1919（大正 8）年 12 月に内務省から公布された「街路構造令」では、道路幅員の 6 分の 1 以上の空間を歩道として設けるように定められた¹⁶⁾が、これに比べてこれら大阪の公園道路は、より大きな植栽空間と歩道空間を確保している。

以上から、大阪における公園道路は、周辺の土地利用環境に応じた道路割を構成し、緑地や河川を含む広大な街路幅員を有したものである。それは公園で享受できるような実用性と享楽性を兼ね備えた空間に位置づけられようとしたことが推察できる。

b) 原案の修正

1928(昭和3)年4月19日、都市計画大阪地方委員会第二十五回が開会された。ここでは実地調査を終えた各特別委員会が修正案を持ち寄り、さらなる議論と修正がなされた。

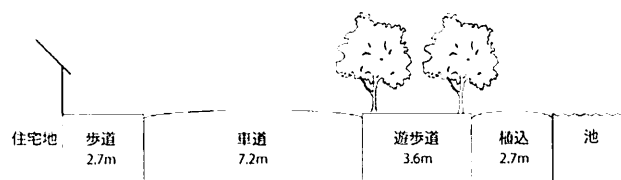


図-2 桃ヶ池公園道路の断面イメージ図（筆者作成）

公園・墓地の部の特別委員長である片岡安は、特別委員会による実地調査の報告とそこでまとめられた修正案とその理由について説明した。特別委員会は修正を加えた理由として、1) 公共施設とこの計画が齟齬しないようにするために修正した、2) 都市計画上適当と見られる部分は包含する方がよい、3) 工場経営の利用増進を図るために、原案にある公園の一部を犠牲にする必要があった、4) 公園設置としての事業の実施を出来るだけ早く可能にするために修正した、の四点を挙げた¹⁷⁾。さらに希望条項として、大和川右岸付近に公園を作って欲しい旨、大阪の中枢地区に小公園を追加設置して欲しい旨、を挙げ

た¹⁸⁾。

公園の部においては、病院や学校といった公共施設の敷地に触れたり、港湾の計画が進んで邪魔になるといった理由から面積や位置が修正されたり、名称を変更したりと、さまざまな修正が行われた。公園道路については、第一号の外島公園が公園そのものを削除し附設公園道路を公園に変える修正がされた。その理由は、該当地区に病院がありその移転の計画があったものの、移転について困難な事情がありその実現の予測が不可能となったためである¹⁹⁾。また第二十三号の帝塚山公園においては、住吉郵便局電話分室の敷地が一部公園の敷地に当たるため、公園道路の一部が変更された²⁰⁾。

以上から、原案提示の段階では公共空地を公園敷地に充てようと計画されたものの、公共施設の整備が進められたことにより敷地の変更や縮小がなされたことがうかがえる。こうして修正された案は希望事項を附して内務省に答申され、内務省でさらに審議されることとなり、1928(昭和3)年5月29日、総合大阪都市計画が内閣の告示をもって決定され、大阪における公園計画が初の都市計画決定を迎えたのである(図-3)。

(2) 公園整備の実施

1928(昭和3)年9月7日の大阪朝日新聞によると、総合大阪都市計画は三期に分けて施行し、三十ヶ年を以て完成させる計画だと報じられた。第一期事業は昭和4年から十ヶ年、事業費一億三千万円となり、公園については予算の都合から、臨南寺、帝塚山、大阪城、櫻宮など場所を限って事業化する計画であった。

しかし、濱口内閣の緊縮財政の方針により事業が実行不可能に陥り、大阪の新規の都市計画事業も事実上全滅し、公園計画の事業化は進まなかった²¹⁾。

そのような中で、公園の整備はいかにして進められようとしたのか。例えば、大阪城公園は昭和御大禮記念事業として造成が進められ、桃ヶ池公園や城北公園(もと豊里公園)は失業応急事業において整備された²²⁾。また、大阪市の新市域に散在する土地区画整理組合が連合会を組織し、一致して新市開発を進める動きもあり、区画整理地域の3パーセントが小公園の敷地として提供されることになった²³⁾。さらに、1933(昭和8)年から八ヶ年間にわたり公園の新設及び都市計画公園の一部実現、整備公園の拡張が計画され、施工されようとした²⁴⁾。

また同年には大阪都市計画風致地区指定の動きがあり、公園や神社仏閣の境内地として風致の保存が必要と認められた場所を風致地区に指定した。このとき、都市計画決定された公園を含む地域は、南郊の風致を利用した大部分が指定されている²⁵⁾。風致地区指定は公園及び公園道路を含む地域環境の保全と区域の特定化を政策的に進め、強化するものであったということがわかる。

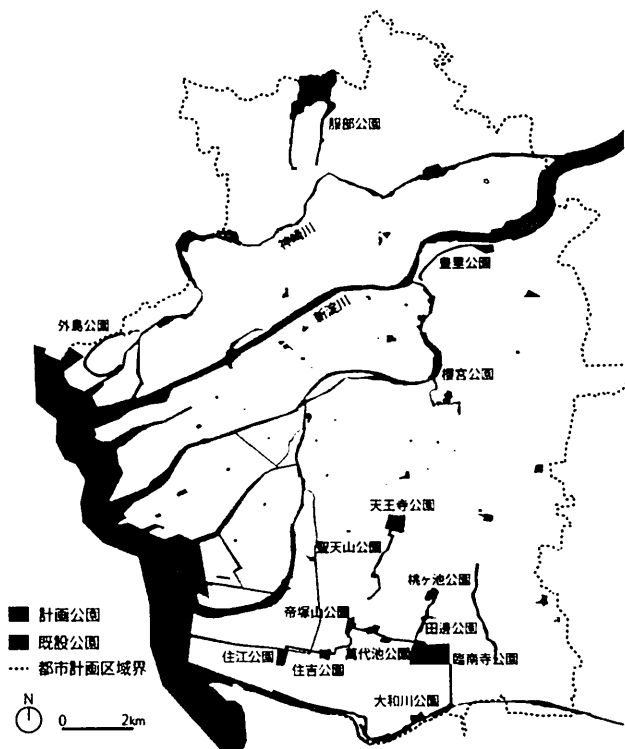


図-3 都市計画した公園の分布
(大阪都市計画図(1928)より筆者作成)

(3) 大屋霊城の計画思想

大阪の公園計画立案に尽力した人物に、都市計画大阪地方委員会技師の大屋霊城が挙げられる。大屋霊城に関する既往研究について、柴田²⁶⁾は、大屋の都市における緑と公園のとらえ方をまとめたうえで、彼の都市のあり方論を整理している。また佐藤²⁷⁾は、大屋が掲げた公園系統についてまとめている。これらを受けて、ここでは、大阪という都市から何を見いだして公園および公園道路計画を策定するに至ったかについて明らかにし、大屋の公園計画の思想をその背景とともに整理した。

a) 背景としての関一の自由空地論

大阪の公園計画の背景にある、関一の自由空地論については、山脇²⁸⁾が明らかにしている。一部重なるが本稿でも関の自由空地に関する考え方を確認しておく。

関は、自由空地を非建築地域、すなわち永久に建築物を建てさせない空間であり、公共的または社会的に信託されるべきものだを定義した。そしてこれに属するものとして、彼は「公園や運動場、競技場、墓地、農耕地、樹林地をはじめとして、街路や広場、苑道、河川、運河、飛行場なども包括して当然だ」と論じている²⁹⁾。この自由空地を都市内に保存することを都市計画の第一義にする考え方は当時の新しい傾向であり、関はその目的を「第一に市民の体育、第二に農業的労働」と位置づけた。また彼は、「墓地の公園化、神社や寺社、学校その他教

化機関の用地の緑化美化を図ることも緑化政策の一題目だ」と主張している³⁰⁾。このように関は、自由空地を都市内に保存して市民の体育や農業的労働に充てようとし、また、さまざまな用地の緑化を図ることを政策として掲げようとしたことがうかがえる。

b) 都市における公園用地の潜在性

当時、一般には風光明媚な原野や宅地などが公園候補地として適当だと考えられていた。これに対し、大屋は「塵埃の焼捨地や利用方法がない土地、河岸地や堤防敷、社寺境内、墓地など、一つとして公園に利用出来ないものはない。これらは注意さえ怠らねばどの都市でも容易に獲得できる土地である」と主張した³¹⁾。そのうえで、「史蹟名勝天然記念物、不用墓地、その他樹林、水辺などは、破壊せずにこれを利用する方法を講ぜられたい」と述べた³²⁾。つまり、用途に困る土地や河岸地といった都市の未利用地から、墓地や史蹟名勝といった自然景勝地まで、都市には公園用地が潜在的に存在していると考えていたことがわかる。大屋は1921（大正10）年から約1年間、欧米出張に出かけたが、この視察報告において彼は、欧米諸国では河岸地や水辺を利用して公園整備を進めていたことを挙げ、対して大阪市ではわずかに中之島の上流に河岸公園の拡張を試みているにすぎない、と指摘した³³⁾。

また大屋は、パークウェイやブルーパールを「最も私の興味をひき又日本の都市に容易に応用でき、かつ利用価値の高い公園となる」ものとして捉えた³⁴⁾。ブルーパールは道路としての役目を果たすだけでなく、市民の心身を慰労し空気を清浄に保つ働きをするうえに、若干の費用を投じて得られるため、利用価値が大きいとされた。そのうえで、「水辺や湖畔あるいは商工業上利用されていない河岸地を利用してブルーパールやプロムナードを造るのも市内公園の最も優れた一形式だ」と主張した³⁵⁾。このように大屋は、欧米の事例を単に日本にあてはめようとしたのではなく、日本における土地利用の可能性を見いだしたうえで、広がりのあるブルーパールを適用しようとしたと推察できる。大屋は公園や並木道を「永久に建物を以て蔽はずに残さるべき地面」と表現し、これらを市内に保存して初めて真の都市の形態が備わり都市の機能が発揮されると主張している³⁶⁾。

c) 大屋が描く理想の公園系統

子どもの遊び場としての小公園や散歩道、パークウェイやブルーパール、また運動本位のプレーグラウンドなど、公園には種類があり使用の方法もそれぞれ異なる。大屋は、これらが相互に異なりながらも量や質、利用においても一定の連絡を保たせ、統一感をもたらす全体が一つの有機体として機能するようにつくられて初めて、公園系統と呼ぶべきだと主張した³⁷⁾。つまり、大屋が考えた真の公園系統とは、「全体の公園施設が一つの有機

体として働き得る状態におかれたもの」と捉えられる。

大屋の計画思想は、総合大阪都市計画の公園計画においてどのように反映されているのだろうか。彼の以上の思想をもとに実現しようと考えられた計画の一つが、大阪南部の公園道路網計画である。これは、河岸地の堤防敷と神社や森の風致を活かした大和川公園、股ヶ池・長池・萬代池といった水辺を利用した桃ヶ池公園・田邊公園・萬代池公園、住吉神社を擁する住吉公園など、種々の公園が公園道路により連絡され、大きな廻遊道路を形成する計画となっている。河岸地や水辺、あるいは神社といった都市の未利用地を活用して公園を整備し、連絡を保たせるようにすることで、全体が一つの「公園網」として機能し、彼の考える公園系統と呼ぶに相応しいものを形成するように計画されたと考えられる。

3. 桃ヶ池公園および同公園道路の形成過程

(1) 公園道路の位置付け

a) 土地区画整理地区における公園道路整備事例

大阪市における土地区画整理事業は、1921（大正10）年より起工した第一次都市計画事業の着手後、1924（大正13）年に設立認可を得た阪南土地区画整理組合に始まる。また1925（大正14）年の大阪第二次市域拡張による結果、新市域における統制ある発展の必要が迫られ、大阪市においては同年度より土地区画整理助成費が予算に計上された³⁸⁾。

これにより区画整理組合が増加したため、1927（昭和2）年に土地区画整理組合が連合会を組織し、新市開発のために団結して動くことになった。またこのとき、土地区画整理地域のうち3パーセントの土地を小公園の敷地として留保することが決まっており、土地区画整理事業による公園計画が大阪の公園整備に対して重要な役割を果たしていた³⁹⁾。

区画整理によって取得された公園敷地は、原則として組合有地として換地し、さらに組合より市に寄附を受けるか、または直接市に換地交付を受ける場合もあった。これに対する植樹その他の公園整備は、市において普通経済の事業、失業救済事業あるいは都市計画事業などによって、順次整備をしていく方針をとっていた⁴⁰⁾。

こうした動きの中で、股ヶ池土地区画整理組合は都市計画決定した桃ヶ池公園とその公園道路の整備をすすめた。大阪市の土地区画整理地区において公園道路の整備が進められた事例である点が特徴的である。

b) 公園道路の特徴

大阪市は、1925（大正14）年の第二次市域拡張と同時に市の南部、住吉区一帯に散在する灌漑用の池沼を取り入れて、一大公園道路をつくる計画を立てた。1927

(昭和 2) 年 10 月 6 日、南田邊町、北田邊町、山阪神社社有地の無償貸与を受けて、この計画の一部である田邊公園の新設に着手することになった⁴¹⁾。南田邊町から約一万六千坪の長池、北田邊町から約一万四千坪の股ヶ池を無償貸与で受け、さらに南田邊町から五万四百円の寄付金を受けたため、灌漑用として使用されていた長池の周囲に桜の木を配置し、西岸に桜の公園道路をつくるのが始められた。このとき、股ヶ池については財政の事情で公園化が見送られた。このほか、股ヶ池、長池、山阪神社の三ヶ所が区画整理組合の手によって公園道路で連絡がはかれる計画も報じられた。

1928 (昭和 3) 年 4 月 12 日、田邊公園の工事が完了した⁴²⁾。桃ヶ池公園と合わせた敷地約三万坪のうち、二万七千坪が田邊土地区画整理組合の寄附によるものであった。この工事において長池西岸の公園道路の両側には桜の木が植えられ、「23 年も経てば満開の時期には花のトンネルが出来上がり、大阪に桜の名所を一つ加えることになるだろう」と期待された。このとき、公園道路は山阪神社までが整備された⁴³⁾。

以上から、田邊公園整備の時点において公園道路は桃ヶ池公園との連絡を図り、大阪市における風致の名所に

位置づけられるものと意図されたことがうかがえる。

(2) 公園道路の形成過程

a) 股ヶ池土地区画整理組合の設立認可

股ヶ池土地区画整理組合 (以下、「股ヶ池組合」) は 1926 (大正 15) 年 5 月 21 日、大阪市長関一に土地区画整理組合設立認可申請書を提出した。これに添付された『大阪市股ヶ池土地区画整理組合地区設計書』の中に、整理施行地の現況や工事施工の目的、工事その他事業計画の説明、土地現形図 (図-4)、整理予定図 (図-5) が含まれており、股ヶ池組合地区の位置や区域⁴⁴⁾が示されている。

工事施工の目的は、「中央部には清麗な溜池が存在するためその付近一帯は住宅地として適するのみならず、これを背景として公園的施設を加味することは住宅地として価値を一層増進させる」と述べられており⁴⁵⁾、公園整備と区画整理事業を一体として進めようとしていたことがうかがえる。

工事その他事業の計画説明においては、公園と公園道路について「股ヶ池停留場を起点として股ヶ池と南部の長池を連絡する為幅員六間を有する公園道路を造り中央

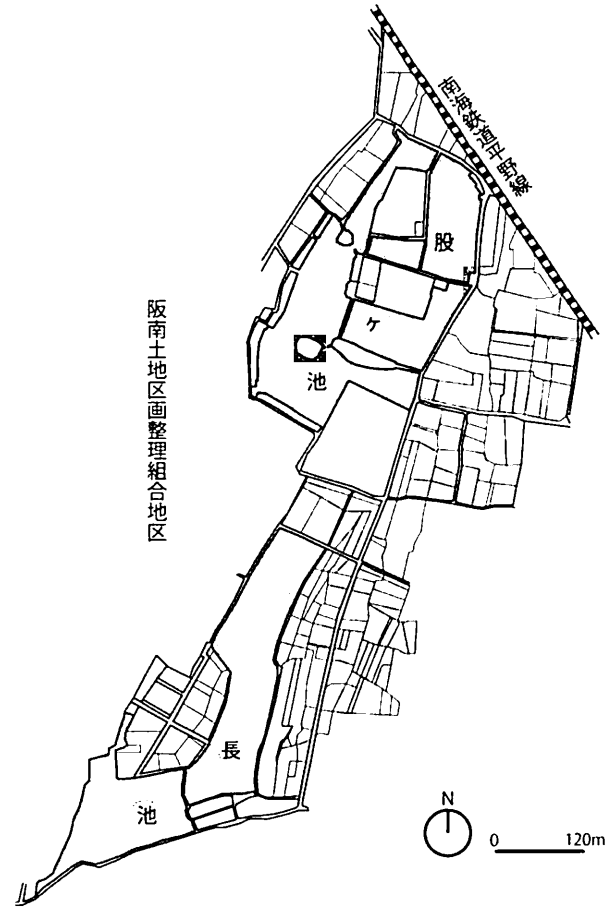


図-4 股ヶ池土地区画整理組合土地現形図
(筆者が原図をトレース)

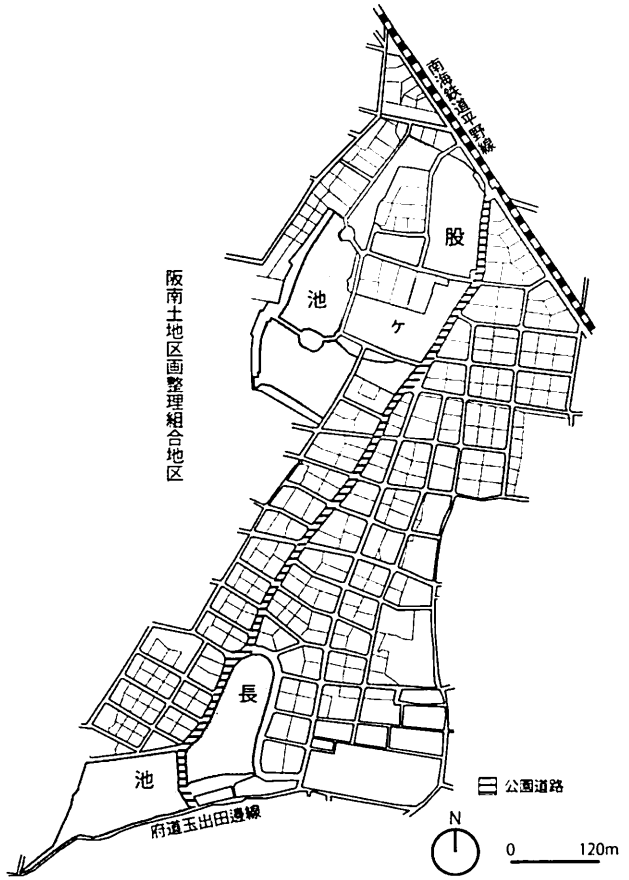


図-5 股ヶ池土地区画整理組合整理予定図
(筆者が原図をトレース)

に並木街路樹を植付ける見込のため、六間道路沿宅地はなるべく奥行二間以上前庭を設け、狭き嫌いがある本道はこれで補足するものとし、道路の配置に鑑み股ヶ池を背景として公園の設備を行う予定である」と説明されている⁴⁶⁾。また、「中央南北に縦走する幅員六間道路は股ヶ池長池を背景とせる公園道路たるべきもの」とあり⁴⁷⁾、公園道路が本地区における中心的な位置付けが与えられたのではないかと考えられる。

その計画・設計は「宅地として経済、衛生、美観などに立脚して都市の発達を規則正しく導く」ようになされ⁴⁸⁾、1927（昭和 2）年 7 月 12 日、内務省から大阪府知事宛に土地区画整理設計に関する件の認可が下りた。そして同年 8 月 5 日、股ヶ池組合は設立を迎えた⁴⁹⁾。股ヶ池土地区画整理組合における出来事は年表（表-2）にまとめた。

b) 総合大阪都市計画決定に伴う設計変更

総合大阪都市計画は 1928（昭和 3）年 5 月 29 日に決定され、この決定に伴い、股ヶ池組合における設計計画も変更されることとなった。1928（昭和 3）年 7 月 31 日に股ヶ池組合から大阪府知事宛に提出された『土地区画整理規約地区並に設計書変更認可申請』には変更設計書が添えられており、その変更事由によると、地区の中央部に阪和電気鉄道が敷設されることが決定したことに加え、総合大阪都市計画が決定したことが設計変更の一因となった⁵⁰⁾。これに伴い、変更設計書の「工事其他の計画説明」における道路配置の部分についても変更され、公園道路については以下のようなものに変更された。

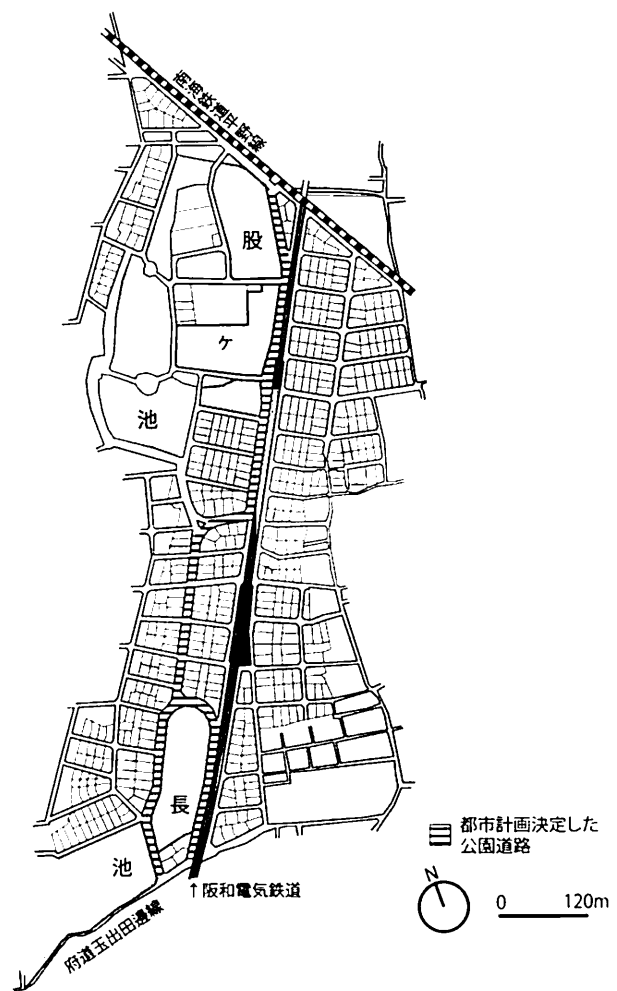


図-6 股ヶ池土地区画整理組合地区予定図
（筆者が原図をトレース）

「一等大路第三類第六十四号線より分岐し股ヶ池停留場を経て股ヶ池に沿ふて南下し西及南に折れて長池に至り更に同池の西及東に沿ふて府県道玉出田邊線に通ずる幅員十一米（内阪和電気鉄道に沿ひたる大部分の土地三間は地区外にして同鉄道会社に於て設く）を有する公園道路（内起点より南田邊町一七六番地の八に至る迄は大阪都市計画桃ヶ池公園道路）を設け其沿道宅地は可成奥行三米六三（二間）以上前庭を設けしめ狭き嫌ある本道の幅員を補足するものとす」⁵¹⁾

これに加え、長池西岸公園道路の造りが幅員 11 メートルに拡張され、また股ヶ池内の各通路を幅員 6 メートルとし、その西岸および南岸に沿って幅員 11 メートルの公園道路を設けることが大阪市の公園整備と合わせて施行される見込みとなった⁵²⁾。この設計変更は添付された「大阪市股ヶ池土地区画整理組合地区予定図」（図-6）にも反映されている。

股ヶ池組合から大阪府知事に設計変更の申請がなされたのを、大阪府知事から内務大臣宛に「大阪市股

表-2 股ヶ池土地区画整理組合に関する年表

年月	股ヶ池土地区画整理組合に関する主な出来事
1926 年 5 月	『土地区画整理組合設立認可申請書』を市長閣下へ提出 『大阪市股ヶ池土地区画整理組合地区設計書』を添付
1927 年 8 月	股ヶ池土地区画整理組合が設立される
1928 年 7 月	『土地区画整理規約地区並に設計書変更認可申請書』を府知事に提出 総合大阪都市計画決定に伴う設計変更に対応するため
1929 年 2 月	『大阪市股ヶ池土地区画整理組合設計変更に関する件』を認可
1929 年 11 月	股ヶ池土地区画整理組合の第三回総会が開かれる 緊縮財政に伴う桃ヶ池公園の事業延期について説明される
1931 年 7 月	大阪朝日新聞にて、公園道路幅員補足の件について報じられる
1932 年 11 月	桃ヶ池公園の整備事業が失業緊急事業に適用される
1933 年 3 月	大阪朝日新聞にて、公園道路の様子について報じられる
1933 年 10 月	桃ヶ池公園が竣工
1934 年 12 月	組合長武岡充忠が『土地区画整理組合解散届』を府知事に提出 土地区画整理地域における工事が完了したため
1935 年 1 月	『股ヶ池土地区画整理組合の解散認可の件』を認可される

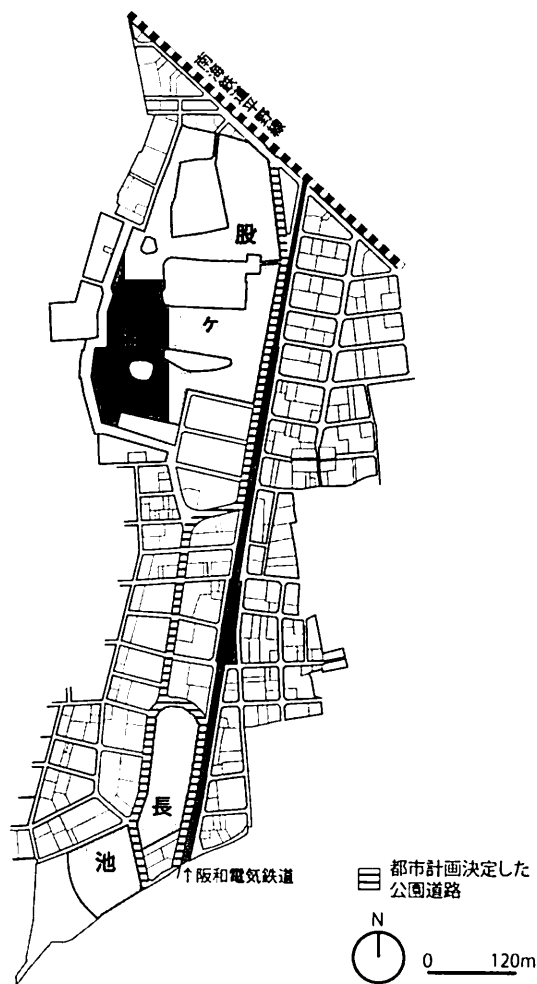


図-7 股ヶ池土地区画整理組合整理確定図
(筆者が原図をトレース)

ヶ池土地区画整理組合設計変更の件」が申請された。ここでは「設計中大阪都市計画公園の部桃ヶ池公園及同公園道路に該当するものは該計画に適合せしめ其の施設遂行上支障なからしむること」と記述されており⁵⁹⁾、土地区画整理事業と都市計画公園および公園道路整備が連動するように配慮されていたことがうかがえる。

そして1929(昭和4)年2月28日、内務大臣から大阪府知事宛に「大阪市股ヶ池土地区画整理組合設計変更に関する件」が認可された。

c) 公園道路の幅員補足

公園道路の沿道宅地に前庭を設け、幅員を補足する件についてはここでも触れられているが、これについては、公園道路に面する地主たちによって以下のような協議がなされた。

「せっかく公園地帯にありながら道路にギリギリに面して借家を建ててはいかにも殺風景だからお互に協し両側の家を悉く建築線から一間以上後退させ、その空地にウンと植込みして體裁をよくしよう」⁵⁴⁾

この記述から、公園道路に面する土地の地主たちの間で、家を建築線から一間以上セットバックし、それによって生まれる空地に植込みを施すことにより、公園道路の体裁を良くするという協定が結ばれようとしたことが推察できる。しかし、地主や借地権者が変更した場合にこの協定が破られる恐れがあったため、股ヶ池地区整理組合長である武岡充忠が地主を代表し、「住宅を建築線から一間以上後退させよ」という命令を下してもらうために大阪府建築課に出願した⁵⁵⁾。当時の市街地建築物法によると、「いかなる建築物も道路から一尺五寸入り込んだ建築線から建てることができ、例外として行政官庁が市外の体裁上必要と認めるときに限り建築物の位置を指定できる」ということになっており、この出願は特別規定に当てはまった⁵⁶⁾。この一連の動きから、協議の結果を官庁からの命令としてとらえるように働きかけた組合の地主たちが主体となって公園道路を形成しようと試みた、と捉えることができる。

d) 公園整備の失業応急事業への適用

組合設立当時、股ヶ池内の土地は公園地帯とされ、市から援助を受けて道路などの整備がなされる予定であったが、緊縮財政に伴い公園事業の実現が引き延ばしにされたため、地区から公園敷地の部分が除斥された⁵⁷⁾。この背景を踏まえた変更設計書には、変更の事由が「股ヶ池内の各道路の築設は大阪市の公園敷設に伴って施行される見込であるから、負担軽減のため本設計においてはこの計画を見合わせることにし、該池内に点在する土地は地区から除斥するに至った」と説明されている⁵⁸⁾。

1932(昭和7)年11月9日、大阪市会において失業応急事業施行のための追加予算に関する議論が行われた⁵⁹⁾。ここで失業応急事業に適用できる条件として、「労力費が全工事費の二割以上でなければならない」ということが挙げられた。事業の候補に挙げられた豊里公園(現城北公園)、天王寺公園、桃ヶ池公園、田邊公園、大阪城公園については、用地が無償提供のためこの条件は満たされた。これをもって同年11月末、桃ヶ池公園の整備事業は失業応急事業に適用され、ついに工事が行われることになった⁶⁰⁾。このことについて、1933(昭和8)年1月28日の股ヶ池組合第5回総会において組合長の武岡充忠は以下のように述べている。

「区画整理地区内に公園を設置致します事は莫大の費用を擁するのであります市会議員の橋尚蔵氏の盡力によりまして市の費用によりやって戴く事になったのであります現に南の方は公園の設備にとりかかっておる様な次第で此の点非常に組合が経済的援助を受けていますと共に其の功を少とせねばなりません」⁶¹⁾

事業化が先延ばしされた桃ヶ池公園整備には莫大な費

用が必要となる中で、市会議員の橘尚蔵の尽力により失業応急事業として整備されるに至ったことについて、武岡はその功を讃えている。

公園道路については、1933 年 3 月 22 日の大阪朝日新聞において次のように報じられた。

「同公園（注：田邊公園）は北に隣接する新設股ヶ池公園との間に聯絡公園道、四列並木を配植した怪快なカーヴをもつ幅員十メートル八の逍遙路もでき、両公園とも池を利用した大阪きっての池沼公園」⁶²⁾

池沿いの風致を利用し並木が配植された、田邊公園と桃ヶ池公園を連絡する公園道路が出来たとあり、大阪きっての池沼公園に位置付けされようとしていたことがうかがえる。

1933（昭和 8）年 10 月 25 日、桃ヶ池公園は竣工を迎えた⁶³⁾。その後の同年 11 月 20 日の第六回総会で、武岡は「公園設備等に関し橘尚蔵氏の一方ならぬ盡力に預り申し組合が財政上又は発展上少なからぬ利益を蒙り居ることは皆さんと共に感謝致す次第であります」と述べている⁶⁴⁾（整理確定図を図-7 に示す）。

4. おわりに

本研究では、総合大阪都市計画における南大阪公園道路網計画の詳細を示し、公園道路と公園系統の内容とその背景となる大屋霊城の計画思想を整理した。そして、当時の土地区画整理組合の動向を整理し、その中で股ヶ池土地区画整理組合における公園道路整備の過程を示した。本研究の成果は以下の通りである。1) 桃ヶ池公園道路は、先に竣工を迎えた田邊公園の形成過程で桃ヶ池公園との連絡を図り、大阪市の南郊における公園道路網の 1 つとして位置づけられることが念頭に置かれていたことを示した。2) 桃ヶ池公園と同公園道路の形成過程において、大阪市と土地区画整理組合の協働での公園の創出を確認した。また、総合大阪都市計画決定を受け、公園道路が当初の設計計画から変更されたこと、および緊縮財政に伴い桃ヶ池公園の敷地が縮小されたことを示した。3) 公園道路は股ヶ池土地区画整理組合地区において中心的位置付けがなされ、住民の自主的な壁面後退による公園道路整備が議論されていたこと、それを担保するために都市計画決定を企図していたことなど、周辺地主の積極的な動きの内実を示した。

なお、桃ヶ池公園道路の形成過程を辿るなかで、大まかな形状と様子を把握することは出来たが、写真などで現物の様子を確認するには至っていない。また、工事竣工後どのような過程を経て現在に至るかについても不明

である。今後はこれらを明らかにすることが課題である。

参考文献・注釈

- 1) 大阪都市協会：総合大大阪都市計画地図説明書、大阪都市協会、pp.57, 1928 年
- 2) 申龍徹：都市公園政策の歴史の変遷過程における「機能の社会化」と政策形成（二）、法学志林、第 100 巻第 3 号、pp.59-63, 2003 年
- 3) 天野光一：近代街路の景観計画・設計思想発展史に関する研究―帝都復興から戦災復興を対象に―、東京大学博士論文、pp.129-137, 1992 年
- 4) 越澤明：東京都市計画物語、ちくま学芸文庫、pp.90-97, 2001 年
- 5) 山脇良子：関一の計画思想が近代大阪の公園緑地計画に及ぼした影響に関する研究、大阪府立大学大学院修士論文、2009 年
- 6) 佐藤昌：日本公園緑地発達史（上）、都市計画研究所、pp.183-191, 1977 年
- 7) 石川幹子：都市と緑地 新しい都市環境の創造に向けて、岩波書店、2001 年
- 8) 木方十根：大阪商科大学学園計画の都市計画上の位置付けについて、日本建築学会計画系論文集、第 582 号、pp.169-176, 2004 年
- 9) 高橋理喜男：明治大正期における都市公園の成立と展開に関する研究、東京大学博士論文、1970 年
- 10) 天野光三、藤埴忠司、小谷通泰、山中英生：歩車共存道路の計画・手法 快適な生活空間を求めて、都市文化社、pp.8, 50-51, 1986 年
- 11) 大阪市役所市区改正部編：大阪市都市計画説明書（交通運輸之部）、大阪市役所市区改正部、pp.20-22, 1920 年
- 12) 都市計画大阪地方委員会：都市計画大阪地方委員会議事速記録第二十三回、pp.629-635, 1928 年 2 月 1 日
- 13) 前掲 12)、都市計画大阪地方委員会議事速記録、pp.637-638, 1928 年 2 月 1 日
ただし、都市計画区域面積と比べると充分でないとし、新淀川沿岸の緑地や土地区画整理で設置される小公園と共に、市民の生活に寄与出来るように計画された。
- 14) 前掲 12)、都市計画大阪地方委員会議事速記録、pp.643
この議案において、街路の部、公園と墓地の部、運河と下水の部の三つの特別委員会に分け、それぞれで成案を審査することになった。各委員会は 15 名の委員で構成され、公園・墓地の部の特別委員会委員長には片岡安が就任した。
- 15) 大阪朝日新聞、1928 年 2 月 7 日、「公園から公園へつながる廻遊道路 市民が慰楽の巷にならう 新市にできる新公園（五）」
- 16) 前掲 3)、近代街路の景観計画・設計思想発展史に関する研究、pp.65-69
- 17) 都市計画大阪地方委員会編：都市計画大阪地方委員会議事速記録、第二十五回、pp.674, 1928 年 4 月 19 日
- 18) 前掲 17)、都市計画大阪地方委員会議事速記録、pp.677
- 19) 前掲 17)、都市計画大阪地方委員会議事速記録、pp.674-675
- 20) 前掲 17)、都市計画大阪地方委員会議事速記録、pp.676

- 21) 大阪朝日新聞, 1929年7月16日, 「財政緊縮のために事実上の全滅 大阪市の都計事業」
- 22) 松井正一: 大阪市公園の進展状況, 『区画整理』, 第四巻第五号, 1938年
- 23) 大阪朝日新聞, 1927年6月23日, 「都市計画に光明を投げた新市開発の新聯盟 生れ出た土地区画整理組合が市と手を握り合って 小公園その他いろいろの計画を進める」
- 24) 椎原兵市: 沙漠の大大阪に新公園計画 大阪市の新事業(二), 『大大阪』, 第十巻第五号, 1934年
- 25) 都市計画大阪地方委員会編: 都市計画大阪地方委員会議事速記録, 第四十七回, pp.283-288, 1932年10月13日, 第四十八回, pp.300-302, 1933年3月24日
- 26) 柴田昌美: 大屋霊城の公園論と都市論—近代大阪都市計画のある未発の可能性—, 紀要「大阪の歴史」44号, pp.73-97, 1995年
- 27) 佐藤昌: 日本公園緑地発達史(下), 都市計画研究所, pp.24, 1977年
- 28) 前掲5), 関一の計画思想が近代大阪の公園緑地計画に及ぼした影響に関する研究, pp.15-62
- 29) 関一: 都市の緑化, 『都市公論』, 第十四巻第八号, 1931年
- 30) 関一: 自由空地, 『建築と社会』, 第十巻第六号, 1927年
- 31) 大阪朝日新聞, 1923年2月11日～17日, 「パークウェイとブルバール(Parkway&Boulevard) (一～四)」
なお、彼はここで「パークウェイは带状に延びた公園帯, ブルバールは並木を有する遊歩道」というように区別している。
- 32) 大屋霊城: 自由空地を加味した都市改良, 『建築と社会』, 1927年
- 33) 前掲31), 大阪朝日新聞
- 34) 前掲31), 大阪朝日新聞
- 35) 大屋霊城: 帝都復興と公園, 『都市公論』, 1924年
- 36) 大屋霊城: 公園設定の急務, 『大大阪』, 1927年
- 37) 前掲27), 日本公園緑地発達史(下)
- 38) 宮内義則: 大阪市の土地区画整理と公園, 『公園緑地』第三巻第十二号, 1939年
- 39) 大阪朝日新聞, 1927年6月23日, 「都市計画に光明を投げた新市開発の新聯盟 生れ出た土地区画整理組合が市と手を握り合って小公園その他いろいろの計画を進める」
- 40) 前掲38), 『公園緑地』
- 41) 大阪朝日新聞, 1927年10月6日, 「大阪市がいよいよ田邊公園を新設する 土地の無償借り」と寄付金で 本當の公園にはまだまだ」
- 42) 大阪朝日新聞, 1928年4月12日, 「敷地三萬坪の田邊公園開く うち二萬七千坪は土地区画整理組合の寄附」
- 43) 大阪毎日新聞, 1928年4月12日, 「風致に富む「田邊公園」 田邊町と本社の寄附でいよいよ完成す」
- 44) 大阪府公文書館所蔵: 自昭和二年至昭和十年 土地区画整理(股ヶ池) 大阪府都市計画課, 大阪府, pp.21
「本地区は大阪南住吉区内北田邊町, 南田邊町, 両田邊町の各一部を以て地区とし南海線股ヶ池停留場以南に於て西は既設阪南土地区画整理組合地区に連絡し東部は北田邊町, 南田邊町の集団宅地に接続し南は府道玉出田邊線を限界とせり」と示されている。
- 45) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.22
- 46) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.24
- 47) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.32
- 48) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.41
- 49) 川端直正編: 阿倍野区史, 阿倍野区市域編入三十周年記念事業委員会, pp.117, 1956年
- 50) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.271
- 51) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.272
- 52) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.271-272
- 53) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.254
- 54) 大阪朝日新聞, 1931年7月23日, 「殊勝な陳情 折角の公園道だ 家並を後へそして前には植込を 北田邊の地主が協定」
- 55) 前掲54), 大阪朝日新聞
なお、記事に「武田玄忠」と書かれているが、これは「武岡充忠」の間違いと思われる。
- 56) 前掲54), 大阪朝日新聞
- 57) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.404-405
- 58) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.420
- 59) 大阪市会会議録, 1932年11月9日, pp.17-28
- 60) 大阪市役所編: 昭和大阪市史第六巻 社会篇, 大阪市役所, 1953年
- 61) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.638
- 62) 大阪朝日新聞, 1933年3月22日, 「市内にできる櫻の名所 新設田邊公園に四五百本を増殖」
- 63) 日本公園百年史刊行会編: 日本公園百年史—附表一, 日本公園百年史刊行会, 1978年
- 64) 前掲44), 土地区画整理(股ヶ池), pp.597

(2013.4.5 受付)